

編輯局報情

週報

號日六十二月二

第二二九號

昭和十二年十月二十六日

種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

五錢

住宅關係の二法案

紀元二千六百年祝典記念章

空閑地利用の仕方

青少年學徒の増産運動

兵役法の改正



不動の決意



大東亞共榮圈の確立

露光量違いにより重複撮影

週報

- 住宅関係の二法律案……………二
- 兵役法の改正の要點……………七
- 空閑地利用はかうして……………二〇
- 青少年学徒の増産運動……………二六
- 海軍作戦の戦果(上)……………二九
- 二十六百年祝典記念章について……………三三
- アルゼンティン情勢……………元
- 前線と後方(前編)……………四〇

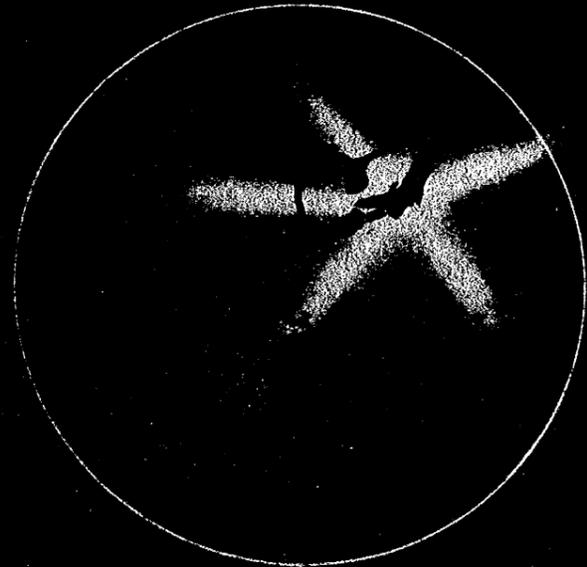
日六十月二第 報 週

二月十五日(土)
 百十七億の明年度豫算案成立
 日米緊迫説は第三國の謀略なり、在米同胞の冷靜善處を要すとの情報局發表
 野村大使、米大統領に信任状呈呈
 太平洋防備に關し、ワシントンで英・米・露・蘭官談す
 二月十六日(日)
 シンガポール海峽に掃雷敷設の旨、英海軍省發表
 ケーム、サモア等太平洋大西南洋の海軍基地強化案(四億ドル)を米下院海軍委員会で可決
 二月十七日(月)
 新年祭の御儀、宮中にて執り行はせらる
 日・蘭印經濟會議再開さる
 在北支アメリカ駐屯軍引揚げ開始
 ブルガリア・トルコ間に不條路協定成立
 重光大使、バトライ英外務次官と會見、太平洋危機説に



對する帝國の眞意を闡明
 スクワにて日ソ通商會議を再開
 二月十八日(火)
 蘇北の敵大機滅滅展開さる
 二月十九日(水)
 國民學校令、樞密院にて可決
 大艦外務次官、レイサス海峽公使を招き澎湖武裝に勞苦を發す
 太平洋基地への立入禁止を米大統領宣す
 二月二十日(木)
 江北蘇魯豫三省黨あぶ方に歸順す
 二月二十一日(金)
 大向大將等の海軍合同罪執行さる
 初代アルゼンティン國大使信任状呈呈
 二月二十二日(土)
 松岡外相、對英マッセージの意圖を宣明
 國家總動員法中改正法律案、貴族院にて可決
 海軍航空隊、昆明、ビルマ路を猛襲
 陸軍航空隊、雲南を猛襲

不動の決意



大東亞共榮圈の確立

露光量違いにより重複撮影

週報

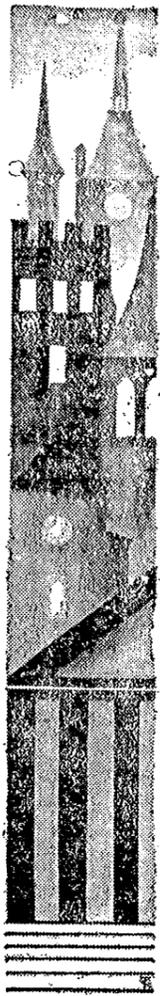
- 住宅関係の二法律案……………二
- 兵役法の改正の要點……………七
- 空閑地利用はかうして……………一〇
- 青少年學徒の増産運動……………一六
- 海軍作戦の戦果(上)……………一八
- 二千六百年祝典記念章について……………三三
- アルゼンティン情勢……………三九
- 前線と銃後(前段)……………四三

週報 二月二十二日 第六九二九号

二月十五日(土)
 ▼百十七億の明年度總預算案成立
 ▼日米緊迫説は第三國の謀略なり、在米同胞の冷靜善處を要望すと情報局發表
 ▼野村大使、米大統領に信任狀捧呈
 ▼太平洋防備に關し、ワシントンで英米澳蘭會談す
 二月十六日(日)
 ▼シンガポール海峡に機雷敷設の旨、英海軍省發表
 ▼グアム、サモア等太平洋大西兩洋の海軍基地強化案(四億ドル)を米下院海軍委員会で可決
 二月十七日(月)
 ▼新年祭の御儀、宮中にて執行はせらる
 ▼日・蘭印經濟會議再開さる
 ▼在北支アメリカ駐屯軍引揚げ開始
 ▼ブルガリア・トルコ間に不睦協定成立
 ▼重光大使、パトラー英外務次官と會見、太平洋危機機説に

週問日誌

對する帝國の眞意を闡明 ▼モスクワにて日ソ通商會議を再開
 二月十八日(火)
 ▼蘇北の敵大機滅戰展開さる
 二月十九日(水)
 ▼國民學校令、樞密院にて可決
 ▼大橋外務次官、レイサム瀋洲公使を招き瀋洲武裝に警告を發す ▼太平洋基地への立入禁止を米大統領宣言す
 二月二十日(木)
 ▼江北遊撃隊三萬わが方に歸順す
 二月二十一日(金)
 ▼大角大將等の海軍合同葬執行さる ▼初代アルゼンティン國大使信任狀捧呈
 二月二十二日(土)
 ▼松岡外相、對英メッセジの意圖を宣明 ▼國家總動員法中改正法律案、貴族院にて可決
 ▼海軍航空隊、昆明、ビルマ路を猛爆 ▼陸軍航空隊、雲南を猛爆



住宅關係の二法案

——貸家組合法案と住宅營團法案について——

現下の深刻な住宅難を打開し、併せて住居に關する國民生活の向上發達を期する目的を以て、二月初め政府より帝國議會に「貸家組合法案」及び「住宅營團法案」が提案され、目下議會で審議されてゐる。この詳しい解説は後日に譲ることにして、こゝではこの兩法案の制定の理由と内容の概要を説明しよう。

貸家組合法案の必要性

今次事變勃發以來、工場地帯を中心として漸次住宅難が深刻となつてきたので、政府においては、一昨年八月以來勞務者住宅供給計畫を立てて、事業主に對しその使備する勞務者の住宅建設を勸奨し、これが必要資材及び資金調達

の援助をすると共に、地方公共團體に對して、損失補償制度を設けて勞務者住宅の建設を奨励してきてゐるのであるが、これ等の措置だけでは、昨今の深刻な住宅難を早急に打開することは困難と認められたので、政府ではこの住宅難打開の方策樹立のため、昨年厚生省に住宅對策委員會を設置した。今議會に提案されたこの二法律案は、いづれもこの委員會の答申を參考として立案されたものである。

住宅營團の使命

従つて、これ等の貸家投資家を組織し、政府からこれに建築用資材の取得等について便益を與へ、これによつて貸家供給の促進を期すると共に、貸貸條件の統制その他經營の適正を圖ることも併せ行ふ目的で、今回貸家組合法案を制定することになつたのである。

現下の住宅難打開の根本的方策は、住宅の供給を急速に増加させることにあることはいふまでもない。これがためには、いはゆる民間の貸家投資家の貸家供給の促進を圖ることが、我が國の從來の慣行にも適し、早急に住宅の供給を増大する近道でもある。しかし、これ等の貸家投資家は現在個々に分散し、その間に何等の組織もないため、今日のやうな經濟の實情の下では、建築用資材の取得等についてさう／＼な困難がある。このことが、貸家の需要が増加したにもかゝらず貸家建築が阻止されて、現在の住宅難を招くやうになつた主要な原因の一と考へられる。

さらに又、この施策と併行して、現下の深刻な住宅難を急速に打開するためには、資本の全額を政府が出資する住宅營團といふ特殊な法人を設けて、計畫的に急速に、しかも大量に必要な住宅を建てなければならない。これが住宅營團法案制定の理由である。住宅營團は事業計畫として今後五ヶ年間に約三十萬戸の住宅を供給することにしてゐる。すなはち、この住宅營團が設けられた時は、住宅の質の問題、例へば、國民住居標準の確立、住宅型式の規格化或ひは國土計畫または地方計畫に照應した模範的な住宅街の集團的建設、或ひは火災等の場合における住宅復興事業の企画實施等、住宅政策上全般の問題解決にも役立つ

ものと考へられる。

次に、この二法律案の内容について簡単な解説を試みよう。

貸家組合法案とは

まづ第一に、貸家組合は、組合員の貸家の供給を円滑にすると共に、組合員の貸家経営の適正を圖ることを目的とするのである(法案第一條第一項)。

第二に、組合は貸家の所有者または経営者を以て組織することにし(法案第一條第二項)、このほか貸家供給を促進するため新たに貸家の建設をなさうとする者をも組合に加入させる途を拓いた(法案第二十九條)。

第三に、組合の行ふ事業は、左の通りである。

- 1 組合員の貸家の建設に必要な土地及び資材の取得その他貸家の建設に関する共同施設
- 2 組合員の貸家の賃貸料の取立、修繕その他貸家の経営に関する共同施設
- 3 組合員の貸家に關する斡旋所の設置

4 組合員の貸家の賃貸条件その他貸家の経営に關する統制。

5 組合員の貸家の建設及び経営に關する指導、研究、調査その他組合の目的を達するに必要な事業

組合はこれらの事業の外、貸家の建設及び経営並びに組合員に對するその貸家の建設のため必要な資金の貸付及び組合員の爲めにするその貸家建設に關する債務の保證を併せ行ふことができる(法案第二條)。

なほ、組合が前記のやうな事業のうち、或るものを行はない場合に、行政官廳が特に必要と認めるときは、組合に對し必要な事業を行ふやう命ずることができ(法案第四條)。また行政官廳は貸家経営の適正を圖るため、特に必要と認めるときは、組合員または組合員でなくてその組合の組合員である資格を有する者にも、その統制に従ふべきことを命ずることができ(法案第五條)。また、これら組合の共同設備の中の或るものは、定款の定める所によつて組合員以外の者にもこれを利用させることにして(法案第二條第三項)。

第四に、組合の設立は、原則として所定地區内において

組合員である資格を有する者の過半数の同意を得ることを要するが、土地の情況その他特別の事情ある場合には、その数を命令の定める所によつて減ずることができる(法案第十條)。

第五に、組合員の権利義務、加入及び脱退並びに組合の管理、解散、清算及び罰則等の事項は、大體類似の組合立法である商業組合法の例になつた(法案第十八條乃至第三十七條、第四十三條乃至第四十九條)。

第六に、組合は、所屬の組合及び聯合會の共同の目的を達するため聯合會を設けることが出来る(法案第三十八條)。聯合會については、大體組合に關する規定が準用される(法案第四十條)。

第七に、いはゆるアパート、下宿屋のやうな貸家は諸種の事情によつて、近年都市に急速に増加してをり、住宅政策上重要な意義をもつてゐるが、これ等は普通の貸家とその建築、經營の態様等において異なるものがあるので、貸家組合とは別箇に、これに準じて貸家組合及びその聯合會を設

け得ることとした(法案第四十一條及び第四十二條)。

住宅營團法案とは

第一に、本營團は、勞務者その他庶民の住宅の供給を圖ることを目的とするものである(法案第一條)。

第二に、本營團の資本金は一億圓で、全額政府出資によるものであるが、政府は土地を以てこの出資の目的とすることが出来る(法案第三條及び第四條)。なほ昭和十六年度における政府の出資はこのうち二千萬圓で、うち五百萬圓は土地を以て出資の目的とすることになつてゐる。

第三に、住宅營團に對しては、その公益性に鑑み、所得税、法人税及び營業税を免除されるほか、登録税及び不動産取得税に關し必要な免税をする(法案第七條)。

第四に、住宅營團の役員としては、理事長、副理事長、理事、監事及び評議員を置く(法案第十一條)。

第五に、本營團の行ふ業務は左の通りである(法案第十六條)。

- 1 住宅の建設及び經營

營團の役員等に關する罰則(法案第三十九條乃至第四十二條)の規定が設けられてゐる。

— 厚生 生 省 —

寫眞週報 第五百七十七號 (二月二十六日發行)

特輯建國九年の滿洲國

- ☆表紙 協和會少年團員
- ☆建國第九周年の春を迎へる建國忠靈廟
- ☆滿洲國の陸軍
- ☆滿洲國の江上軍
- ☆建國の若人——新京の建國大學
- ☆滿洲協和の今日このごろ
- ☆土の富源——鎭、亞鎭、モリブデン等重要資源の開発
- ☆鋼を産む——鞍山の昭和製鋼所
- ☆開拓の努力に實る滿洲の民族協和(續)
- ☆その後の大日向村(續)
- ☆南十字星を越つてわが民間航空機テイモール島への試験飛行に成功
- ☆管會の開き方(續)
- ☆時間の上手な使ひ方(續)
- ☆緊つてゆかう興亞奉公日(續)
- ☆三月のカレンダー
- その他

- 2 住宅の建設及び經營の受託
- 3 一團地の住宅の建設又は經營の場合における水道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授産場、集會所その他の施設の建設及び經營
- 4 住宅の建設のためにする資金の貸付
- 5 住宅の賣買及び貸借の仲介
- 6 前各號の業務に附帶する事業(法案第十六條)

本營團はその住宅及び厚生施設の用に充てるため、必要な土地または土地に關する所有権以外の權利を土地收用法によつて收用または使用することが出来る(法案第十七條)。

第六に、營團は拂込資本金額の十倍を限り住宅債券を發行することが出来、政府はその債券の元本の償還及び利息の支拂について保證出来ることになつてゐる(法案第十九條及び第二十二條)。

以上のほか、營團の監督(法案第三十三條乃至第三十八條)及び

兵役法改正の要點

兵役法の改正案が今議會の協賛を經、近く制定公布される。今度の改正の要點は、

- 1 在留地徵集主義の採用
- 2 後備兵役制の廢止
- 3 補充兵に對する教育召集の日數の延長

の三點である。以下に改正の理由と、いかに改正されたかを簡単に述べることにしよう。

一 在留地徵集主義の採用

朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國等に在留する徵兵適齡者の人員は、近ごろ急激

多數に上つてゐる。

外地に在留する青年、特に滿洲開拓

青少年義勇隊員のやうに、大陸定着

の目的で進出する者が増加しつゝある

ことは、單に外地開拓のためばかりで

なく、國防上に貢獻するところが少く

ないことは特に説明するまでもない。

従つて軍としては、帝國臣民、殊に兵

役關係者の外地進出や、外地の定着に

對してはできるだけ便宜を與へてゐる

のであつて、外地在留の壯丁について

も、出来るだけ在留地の最寄の部隊に

入營させ、またその地で除隊せざるや

うに努めてゐるのである。一例を挙げ

れば、兵役法施行規則第九十三條の規定、すなはち「關東州、滿洲國又ハ支那ニ永駐スル部隊ノ兵員ヲ徵集スル師管内ニ本籍ヲ有スル者ニシテ關東州、滿洲國又ハ支那ニ於テ身體検査ヲ受ケタル者ノ中、關東州、滿洲國又ハ支那ニ永駐スル部隊ニ編入シ得ベキ者ハ當該部隊ノ要員ニ充ツ」とあるのがこれであつて、朝鮮や臺灣で身體検査を受けた者についても同趣旨の規定がある。

しかし、現行の兵役法は嚴密な本籍徵集主義を採用してゐる關係上、前記の規定を十二分に活用しても、なほその全員を在留地最寄の部隊に入營せられるとは限らず、従つて入營のため在留地を離れたのを機會に當初の雄圖を放棄し、再び舊在留地に歸らない者

も絶無とはいへないのであつて、かやうな者が出來てくることは國策上遺憾といはねばならない。そこで現行兵役法の本籍徵集主義に特例を設け、外地在留壯丁はその本籍の如何にかゝらず、全員をその在留地最寄部隊に入營させることができるやうに改正されたのである。

二 後備兵役制の廢止

服役區分を現役、豫備役、後備兵役の三段に區分したことは、戦時の所要兵員が少く、また軍の内容がさほど複雑

でなかつた時代には確かに意義のあつたことで、その沿革をたづねると、明治初年の徵兵令では豫備役と後備兵役とは、義務の内容や戦時召集される際の順序等に明瞭に區別が設けられてゐたのである。

しかし、近時、戦時所要兵員が著しく激増したばかりでなく、軍の内容も亦著しく複雑化し、これがため後備兵であつても、歸休兵や豫備兵に先んじて召集され、或ひは部隊の編成上、各役種の者が混在すること等が決して稀でない。従つて豫備役と後備兵役の區分などは、今では全くその意義が消滅したといつても過言でない。従つて豫備兵であるのと後備兵であるのとによつて、その心構へに何等差異のあるべきでは無いのであるが、今次事變の

實績に徴すると、遺憾ながら必ずしもさうでない節もあるやに見受けらるるで、この際、後備兵役なる名稱と、豫備、後備の區分を廢止し、従来の豫備役と後備兵役の期間を合して豫備役とするになつたのである。

三 補充兵に對する教育の爲めの召集日數の延長

この改正規定は昭和十六年四月一日から施行される。而してこの改正規定施行の際、すなはち昭和十六年四月一日において後備兵役に在るものは豫備役に服することになるのである。しかし、その者が既に服した後備兵役の期間は、これを豫備役の期間に通算するのである。

軍隊教育の内容が編制裝備等の進歩に伴ひ、近時著しく複雑化したことは説明するまでもない。従つて教育内容が複雑になるに伴つて、この教育召集も現在の百二十日では、到底、召集の目的を達し難くなつたので、召集日數の限度を百八十日に延長したのである。

なほ陸軍武官服役令、陸軍志願兵令等、服役を規定する勅令も兵役法の改正に伴ひ當然改正されるのである。

改正の理由は大體以上の通りである。

陸 軍 省

TOKYO GAZETTE
VOLUME IV
No. 9
CONTENTS
Field Service Code
Japanese Overseas
(Bureau of Southern Affairs, Department of Overseas Affairs)
National Government of China in Action
(Board of Information)
The 76th Session of the Imperial Diet
March, 1941

「東京ガゼット」三月號

定價 上巻一部七十五錢、一ヶ年約九割
普及版半價約三割、一ヶ年約三割
一ヶ年後約三割、一ヶ年約三割
東京市神田區丸の内二丁目二番地
電話 東京一六五二八三番

申込所



空閑地利用はかうして

最大に發揮せよ生産力

戦争中でも自給が出来て、不安なしと稱されてゐたわが國の食糧も、一昨年の旱魃以來、必ずしも樂觀を許さない情勢となり、不足分を外米の輸入によつて補給しなければならぬ事態に至つてゐる。

近代戦は單なる武力戦ではなくて、國家總力戦であり、高度國防國家の建設といふのも、要するに、この總力戦に對處できるやう國內體制を整備することなのであるが、食糧の確保は國防國家建設のための基礎的な要件であることは、改めてこゝに述べるまでもない。萬一にも、食糧の不安を招くやうなことがあれば、東亞共榮圈の確立といふ大目的の完遂を期することはできない。それ故、食糧の増産確保は國を擧げ、あらゆる方策を盡して克服しなければ

ばならない課題である。

國民食糧の大部分は土地による生産物、即ち農産物であるが、農産物のうち不足を告げてゐるのは、必ずしも食糧だけに限らない。これ等の食糧軍需農産物の増産確保のために、今こそわが國土の生産力が最大限度に發揮されなければならないときである。

寸尺の土地も利用したい

國土の農業的生産力を高めるには、反當收量を高め、裏作、休閑地の利用増進等により耕地の利用度を高め、或ひは又耕地の潰廢を防止すると共に、積極的に耕地の増加をも圖らなければならない。農林省ではこれ等に關する各般の施設を強化し擴充して、農業生産力の増進に努力してゐるわけである。以上に擧げた施設と共に、すでに潰

廢した耕地等農耕の可能な空閑地の利用開發を關することも、缺くことの出来ない重要事項である。

近年、特に事變以來工業の發達が著るしく、都市の膨脹につれて、工場・住宅等の敷地とするために、或ひは將來これ等の敷地とする豫想の下に、農耕地を潰すものが年々相當廣い面積に達してゐる。しかも工場・住宅等の敷地として潰滅されたこれ等の農耕地のうち、すぐに利用者が無いため、或ひは建築資材が無い等の理由から、當初の目的に使用されないで、雑草の生ずるまゝにされてゐるものが相當廣大な面積に及んでゐる。これ等の空閑地の中には運動場等に使用されてゐるため保健上残しておく方がよいものもあれば、或ひは環境の關係から耕作にはも早や利用價値の乏しいものもある。しかし、それ等のものを除いても、實際耕作に利用できる土地はかなり大きい面積に達してゐる。工場・住宅の敷地豫定地のほかに、區劃整理中の土地、勞力不足のため休閑してゐる田畑等、耕作が可能であるにも拘はらず、利用しないで空閑状態にある土地が少くない。

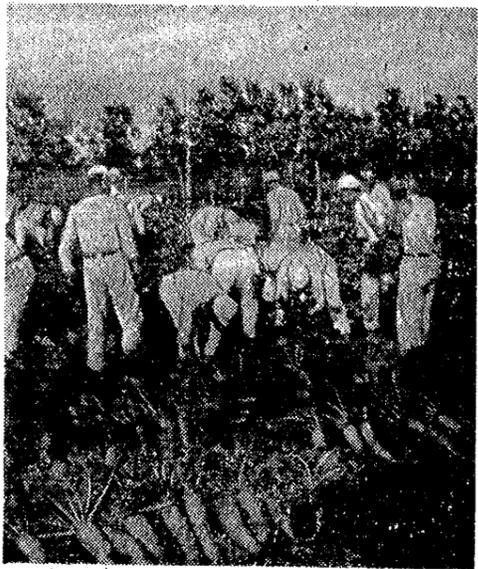
河川敷地なども、ある程度まで農耕に利用でき、その可耕面積も決して少くない。また高冷地帯と稱されてゐる山岳地の原野なども、耕作に利用出来る餘地が多い。

曠古の重大時局に直面し、寸尺の土地をも惜んで、農産物増産のために開發し、利用しなければならぬ際に、廣大な土地が利用されずに放置されてゐるといふことはまことに残念である。特に平坦地ですぐ利用できる都市近郊の空閑地などは、まづ第一に解消されなければならない。空閑地利用の緊要性が聲高く唱へられ、一つの國民運動として勃興しようとしてゐる形勢を示してゐるのは、餘りにも當然のことである。

しかし、生産的利用について考究しなければならないことは、必ずしも大きな空閑地だけに留まらない。庭先きの宅地についても、たとひ一坪、二坪の面積であつても、無駄にして置かずに極力利用しなければならない。空地も有効に利用すれば、生産上決して輕視しない役割を果すだけでなく、後に述べるやうに、都市民の健全娛樂としてはこれにまさるものはあるまじ。

国土愛の精神に生きよ

国土の総合的な健全利用開發を圖るための国土計畫も、その基調として国土愛の精神を持つてゐなければ魂を缺くものとなる。国土愛の精神は、国土を利用開發するといふ實踐によつて養ひ育まれる。その證據には農業に従事してゐる者ほど、土地の尊さを知つてゐるものはないことをみても窺はれる。ふだん農業に従つてゐない都市民も、この際、近郊にある空閑地を利用すれば、その利用活動を通して国土愛護の念を昂揚することができるであらう。



あつて、食糧についても、これを尊重し節約する氣風が興らなければならぬ。この食糧尊重の觀念も、生産の勞苦を體得することによつて高められ、同時に農村に對する理解も自ら生じ、都市と農村の融和を圖る効果がある。都市民が空閑地を利用し、農業生産に従事することの効果は、かうした部面にも表はれるに違ひない。それと同時に勤勞尊重の精神も自ら養はれるであらう。野に不耕の地無く、人に不勞の人無しといふ戦時下國民の心構へを具體的に表現出來る恰好の手段は、まさに

く、土から遊離した都市民の生活は保健衛生に弊害を伴ひ易く、また思想的にも浮薄なものに陥り易い傾きがある。都市民は土に親しむことによつて、都市生活の弊害を免れることができるであらう。空閑地や宅地を利用するために、餘暇を善用し、汗を流すことは、都市生活を健全化し、體位の向上を圖るために最も有効適切な方法である。

最近の國際情勢の緊迫と、それに對處するために採られた統制強化の諸方策は、ともすれば國民生活に對する重壓感となり易い。しかし國民の精神が萎縮してしまつてはならない。むしろ今こそ國民精神が最高度に昂揚され、潑刺とした明朗さ、旺盛な生活力が街に村に充ち溢れてゐなければならぬ。氣分轉換のため、健全明らかな娛樂が要求されるわけである。しかるに、この時局下では娛樂についても種々の施設をすることが困難な事情にある。空閑地や宅地を耕すことほど、都市生活者が簡易に行へ、しかも健全な娛樂はないであらう。

要するに、空閑地・宅地の利用増進を圖ることは、物心の両面において重大な時局に處する體制を整へるために見

過せない事項である。

かう利用したい空閑地

空閑地の利用には誰が當つてもよいのであつて、まづ、利用に努めることが第一義であるが、農村にある空閑地で農村の勞力がある程度に餘裕のあるところでは、農家組合や、農會など農業者の團體がその利用に當る方が、實際に舉がる増産の効果も大きいと思はれる。これに反して、都市近郊にあつて農家勞力も空閑地を利用するには十分でないやうなところでは、學校・官公署・銀行・會社・工場産業報國會・在郷軍人會・青年團・婦人會・家庭園藝組合・町内會隣組等都市における各種の團體で利用するのが適當である。庭先きの宅地は、各家庭で利用増進法を考へることがはいふまでもないが、住宅地域内にある小空閑地は隣組小菜園として利用するのもよい。

宅地の場合は、勿論借入について考慮を要しないが、空閑地については大小いづれであれ、利用するに當つて、まづ土地を所有者から借受けなければならない。東京府で

は空地利用協会が組織されてゐて、この協会の理事長である知事の名義で空地を所有者から借受け、利用者に轉貸する方法をとつてゐる。大阪府廳内に設けられてゐる休閒地利用事務局でも、局長である府知事が所有者から借受け、各種團體に利用させる方法を探つてゐる。従來空地利用に當つて最初の障害となつてゐたのは、土地の借入交渉が順調に進まなかつたことであつた。

所有者にすれば理由のある事ではあらうが、國を擧げて寸尺の土地といへども、忽せにしてはならないときに、たゞ一途に私益の見地から利用を拒否するのは、報國の精神を缺く所爲といはれても仕方がない。むしろ、空地を貸付け利用させてゐることに誇りを感じるくらゐでありたい。空地の利用や貸付を促進するための法律的な準備が、臨時農地管理令によつて設けられた(週報二月二十六日號參照)。

しかし一方、利用者側でも、無斷で利用するやうなことは憤しむべきで、利用に着手した後でも、所有者に對しては感謝の念を以て當り、所有者に迷惑をかけないやうに注意することが肝要である。また利用し終つて返還する際にも、土

地を原形に戻して返還するやうに心掛けたいものである。

土地の借入には、相當煩瑣な交渉を要するし、殊に日頃農業に従事してゐない都市生活者の團體と土地を結びつけるには、利用團體と権利者の間にあつて専心努力する人が必要である。これが收穫物の處理、生産資材の斡旋などの事業と共に、協會や事務局のやうな運動の中核組織を必要とする理由であるが、かやうな組織のないところは、それ／＼の團體の幹部が率先事に當り、關係官公署などと連絡を圖りながら利用事業を進める以外に、今のところ適當な途はない。

借受けた空地は、團體が集團作業によつて耕作するのが最もよい方法であるが、事情によつては、最初の耕起準備作業だけは共同で行ひ、準備を終つた土地は小さく小面積に區分して各家庭が分擔利用するのみの方法である。

借地料は前に擧げた東京、大阪の例によると、いづれも貸付の條件としては無償である。しかし、所有者にしてみれば、種々の不利不都合を忍んで貸付を承諾してゐるのであるから、收穫物等で志だけの謝禮でもすれば、貸借兩者

間の關係が圓滿にゆくのではないかと考へられる。

都市の團體が集團で空地を利用する場合、肥料溜・便所・堆肥置場・農具等の設備をすれば便利であるが、資材不足の折柄でもあるから、なるべく簡単なもので我慢すべきである。

元來農耕地でない空地の場合は、所有者に必要が起れば返還に應じなければならぬ。しかし、耕作中途で收穫を見ない前に返還することは利用者にとつては不利を招くことになるから、返還の要求は收穫が終るまで猶豫期間を置いて、前以て豫告することをおけば、折角費した労力や資材を無にすることが避けられる。

河川敷地を利用するに當つては、關係官公署とよく連絡の上、治水上禁止されてゐる事項をよく注意すると共に、利用者に課せられてゐる義務を履行することを忘れてはならない。

作物の選び方

作物としては借り受けた空地が本來農耕地でない場合

には、所有者の必要によつては、いつ返還に應じなければならぬことになるかも知れないから、一年生作物を選ばなければならぬことはいふまでもない。集團空地にはなるべく時局下増産を必要とするものを選ぶことを第一義とすべきであるが、土地の状況によつては一概にその原則によれない點もあり、栽培者が都市民であるときには、栽培が容易で生産の確實な作物を選ぶことが肝要である。

都市民が栽培する場合、從來宅地は勿論のこと殆んどすべて蔬菜であり、空地土地利用の場合にも蔬菜類を栽培するものが多かつたやうである。

適當と思はれる作物を擧げると、次のやうである。

甘藷、馬鈴薯、里芋、大根、時無天根、里芋、人参、蕪菁、大豆、小豆、豌豆、菜豆、蠶豆、落花生、山東菜、鴨菜、小松菜、白菜、菠菜、菠薐草、つるな、ちしや、葱、栗、南瓜、茄子、トマト、大小麥、水陸稻、玉蜀黍、蕎麥、粟、胡麻、槐、麻類、苧麻

これ等の作物には、それ／＼適當な播種期、植付の時期

があると共に、特有の生育期間があり、収穫時期も自ら定まるわけであるし、また作物の前後関係には適否があるもので、一の作物を作り、これを収穫した後は何を作付するかといふ、輪作の計畫を定めてから着手し、栽培中の作物の収穫を終らない間に、後作の準備をしておくやうにしなければならぬ。平常農業に従事する者は、無意識のうちにも輪作關係を考慮してゐるのであるが、都市生活者の場合には、とかく忘れ勝ちの問題であるから注意を要する。

農家組合などの農村團體が空閑地を利用する際には、農具を新しく設備する必要もないが、都市生活者の場合には、少くとも鋤、シャベル、鎌、水桶などがなくては出来ないので、ある程度新設を要する場合もあらう。資材の配給が思ふやうにならず、農家の農具とても極めて不十分な配給状態にある際であるから、現在手持ちのものを活用するやう努めなければならない。

肥料にしても同様の事情であるから、できるだけ下肥、堆肥のやうな自給肥料の施用を考へなければならぬ。

種子にしても、必ずしも潤澤な供給があるとはいへないから、浪費に終らないやうに心掛けることが望ましい。(都市方面の空閑地、宅地利用による家庭園藝を奨励するため、過般農林省では、つるな、小蕪菁、時無大根、菜豆、蒺藜草などの種子八十萬袋を大日本種子協會より寄贈を受け、大都市を有する十五府縣に配付した。)

作物によつては、例へば甘藷、葱、茄子などのやうなものを家庭菜園として栽培するには、勿論苗を入手しなければならぬ。共同育苗または團體的な委託育苗といふやうな工夫をすれば便利である。

農業技術は、ちよつと簡單なやうではあるが、必ずしもさうでなく、相當の経験と熟練を要するから、決して技術を輕視してはならない。細心の注意を拂ひながら、官公署、農會の技術者等に相談しながら行ふのがよい。作業に當つても細心の注意を拂ひ、逆に收穫量を減退させることなどの起らないやうにしなければならぬ。家庭園藝に経験を積んでゐる人々の栽培技術は、集團空閑地利用に當つても有効に活用されなければならない。

組織化運動への方向へ

空閑地を農村の團體で利用する際には、日常行つてゐることを空閑地に延長するだけで、比較的順當に効果を期待することが出来るが、都市民が空閑地利用に着手する際には、簡單に行へない事情がないでもない。しかし、それであるからといつて空閑地や宅地を利用しないで放置しておくわけにもゆかない。と同時に障害を克服して利用増進を図らうとする努力に自ら空閑地利用の効果も發揮されるわけである。資材や努力を他に轉用した方がよいといはれるやうなことに終るか否か、空轉する宣傳運動に終るか否かといふことは、歸するところこれに當る人の熱意に懸るものといつてよい。これが空閑地利用が一つの組織化運動でなければならない理由の一つであるが、國土愛の精神を空閑地、宅地利用の上に活かすものは、結局細心な計畫と周到な運用を以てする健全な實踐にある。

收穫物は利用者に歸するわけであるが、集團空閑地利用の作物選定に當つて、國家が計畫的増産を行つてゐる作物を選定した場合には、官公署、農會などとよく連絡をとり、計畫的生産の一環として行ひ、計畫的増産といふ國家目的の一部を擔當してゐるといふ意識の下に進めるやうにしたいものである。收穫物處分に當つても、單に私の生活に役立たせるだけでなく、空閑地利用が奉公精神に則つて行つたものであることを具體的に表現するやうな方法をとることが望ましい。計畫的増産を行ひ、計畫的配給を行つてゐるものである場合には、配給計畫の中に入れて處理されることを喜ぶやうにしたい。生産物の販賣代金を團體の資金として貯金し、或ひは代金の一部を獻金することなどは更に有意義である。女學校などでは、收穫物を刺繍の教材に用ひるのも一つの工夫であらう。

宅地による菜園にしても、蔬菜の生産に努力する一方、幾分なりとも、それによつて主食節約に役立たせることができれば、單に健全娛樂であるといふ以上の意義を有つてとができるであらう。



時局と青少年學徒

聖戰を完遂して大東亞共榮圈を確立することは皇國の使命であり、この使命に向つて日本國民が渾身の努力を傾けることは、この世紀の運命を賭けた我が國民の大事業である。それ故、我が國民教育の體制を高度國防國家建設の線に沿うて確立し、次代國民をしてます／＼盡忠報國の精神を熾んにし、終始一貫この大使命に向つて邁進するの氣宇を涵養し、實踐的、具體的にその成果を得得するやう努力しなければならぬ。

いふ迄もなく、我が國青少年學徒は、次代國民として我が國の將來を擔ふ階層である。従つてこれら學徒が、將來東亞共榮圈の確立發展の指導者としての自覺と襟度とを持ち、學徒本來の責務である學業にいそむと共に、なほ必要に応じて直接國家の政策に參與すべき實踐的訓練を行ふことは、眞に政治、經濟、産業、文化その他あらゆる部面の體制を整へ、國家の總力を擧げて時艱

を克服すべき時局下において誠に緊要であるばかりでなく、さらに又、實踐に基づく國民的自覺の昂揚は、國家永遠の方策として、家と民族と國家とを基礎とする世界觀の確立に邁進すべき教育の根本理念でなければならぬ。

このやうな國民的自覺に出發して、青少年學徒が、單に従來の學校内における活動だけに限らず、さらに、積極的に國策遂行のため必要缺くべからざる業務に協力し、奉仕することは、學徒として、また日本國民としての榮譽を擔ふことであり、その責務を遂行することである。

これまでの勤勞作業

さる二月八日、文部省は農林省と協議の上、青少年學徒食糧飼料等増産運動實施に關する通牒を發したのであるが、以上のやうな精神に基づき、學生生徒の集團勤勞作業運動の實施については、すでに文部省は昭和十三年六

月に通牒を發し、相當の成果を擧げてゐる。集團勤勞作業運動こそは、學校教育における實踐的教育訓練の一方法であり、その主眼とする所は概ね次の通りである。

- 一、師弟一體、同僚共勵してその人格的接觸を深めつゝ規律、協同、隨順等の團體的精神を涵養せしめること。
- 二、勤勞を愛好し尊重するの風を養ふと共に、國家的公共的作業に従事せしめることによつて、國家公共に奉仕する態度を實踐的に深からしめること。
- 三、身體を鍛鍊し、困苦艱難に耐へる不撓の意志と旺盛なる活動力とを鍊磨せしめること。
- 四、快闊な自然や、國土の中にあつて作業させ、素朴雄健、清明闊達な精神を培はせると同時に、廢國以來彌榮に繼承した神聖なる我が國土に對し、一層敬虔の念を深からしめること。

要するに、集團勤勞作業は、教育を行的に發展させ、團體訓練を施し、心身を鍊磨し、勤勞公に奉じ、克く國家の生成發展に參畫すべき皇國民として鍊成することを趣旨としてゐる。

このやうな意味から、特に國策的事業に参畫した集團勤勞作業の主要なものを挙げれば、まづ昭和十四年には東京市において計畫した「紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業」に都下の官公私立大學學生、高等專門學校學生の参加を奨励し、また時局下木炭の供給不足の實情に鑑み「木炭増産勤勞報國運動」に男子中等學校生徒を動員させたのである。

昭和十五年には、飼料資源の不足に鑑み、内務、農林兩省と提携し、全國學生生徒及び青年團員を動員して空地の開発をなし、飼料の生産を行はせた。さらに又、同年より内務、厚生、農林の各省と提携して、學生生徒、青年團及び工場勞務者の集團勤勞作業による食糧増産運動に参加させたのである。

すなはち、今次事變勃發以來、學生生徒児童及び青年團員は、集團勤勞作業によつて、食糧、飼料、木炭等の増産に協力して、多大の効果を収め、生産擴充に積極的な協力をしてきたのである。

しかるに、最近に至つて東亞共榮圈確立のためには、國

民をして食糧問題に不安を起させないことが根本的の要件となり、食糧増産の必要はいよ／＼緊迫を加へて來た。従つて、この増産運動に對する學生生徒の協力は、從來の程度では十分にその効果を擧げることが出來ないことが明らかになつたので、今回文部省は、農林省と協力して從來の通牒になほ一步を進め、青少年學生を時局下の最重要國策である食糧増産運動に参加させることにしたのである。

増産運動と學業

今回の食糧増産運動の眼目は、時局下の青少年學生をして、身を挺して國策に協力せしめる實踐教育にあるのである。従つてその意義を徹底させるため、この運動に参加することを正課に準じて取扱ふことにしたのであつて、この點は學校教育の實踐的發展として劃期的なものであるといへる。

この運動による實施作業の種類は、開墾、土地改良、

麥刈、田植、摘桑、草刈、除草、麥調製、稻刈、耕種、堆肥の造成または收穫物及び肥料の運搬等で、食糧並びに飼料等の増産を行ふ一方、更に勞力不足のため荒廢しようとしてゐる土地、または未墾地、休耕地等を活用するにあるのである。

すなはち、これ等の食糧増産に關する作業について、關係機關から勞力の援助を求められた場合には、學校は速かに學生を動員して所要の勤勞作業に従事させるやうにしなければならぬ。その他、學校は出來るだけ直營の農場を設定し、學生を動員して食糧増産に従事させるやうに努めなければならない。このほか特に今回の通牒で注意すべきことは、農繁期その他必要な時には、授業を廢して自家農業に従事することを認めてゐることである。

この農業増産運動に對する學生の参加について最も重要な點は、食糧増産の勤勞作業の實施日と學校の授業との關係である。いふ迄もなく、なるべく休業日または放

課後の時間を充當すべきであるが、必要に應じ、授業日とか授業時間を勤勞作業に振り替へて實施することが認められることになつた。そして正課の授業を廢してこれに充當するのは、大體、一學年を通じて三十日以内に定められてをり、勤勞作業に振り替へた日數または時間數は授業したものと同みなされるのである。尤も青年學校生徒が勤勞作業に従事した場合には、授業及び訓練時間數の取扱に關して特別の通牒があるので、その方針に基づく取扱をせねばならないことはいふ迄もない。

以上の要項に従つて、本運動を徹底的に實施するためには、各學校内部に運動實施に關する學生の動員組織を設定しなければならない。そして土地の情況によつて學生の勞力率仕を必要とする地域、作業の種類等も異つてをり、また關係機關との密接な提携を特に必要とするので、道府縣においては、この運動實施を統制してその圓滑を圖るため動員組織を設けることが必要であつて、この點についても、各地方長官宛の通牒の中に指示されて

ある。

なほ各學校においては、固より従來の集團勤勞作業に關する文部省の通牒によつて、この運動を實施すべきものであるが、文部省直轄學校、公立大學、高等專門學校にあつては、すでに昨年夏頃から從來の校友會等を發展的に改組して修練組織を編成してをり、その中には總務部、鍛鍊部、國防訓練部、生活部、文化部等が設けられてゐるから、食糧増産運動實施の參加についての實際的な運営に關しては、右の修練組織を通じて行ふことは固より差支へないのである。

施の概要である。すでに最初に述べた通り、文部省が今回の運動に對し、學徒をして積極的に參加させることに決定した本義は、教學一體の原理と心身一如の境地において、よく知・徳・體を鍊磨し、皇國民たるの知行の陶冶を通じて、臣道の實踐に邁進し、皇國永遠の進展の負荷に堪へる素地を培ふことを大眼目としたものである。この方針については、いふ迄もなく農林省においてもその國策的見地から、十分な協力を盡すことになつてゐるから、關係機關は固より、學生生徒としては飽く迄も右の根本趣旨に従つて、協心戮力、本運動の目的達成に邁進されることを切望して止まない。また學生生徒の勞力奉仕を求められる側にあつても、よく本運動の根本趣旨を理解して、學徒をしてよくその本分を完ふせしめるやう常に適當な配慮を拂ひ、銑後國民としての學徒の指導教化に援助せられたいのである。

結 び

— 文 部 省 —

以上は、學校における實踐教育の一方法としての集團勤勞作業の精神と、今回の青少年學徒食糧増産運動實



紀元二千六百年 祝典記念章について

畏き邊に於かせられては、昨秋紀元二千六百年の祝典に際して、紀元二千六百年祝典記念章を御治定遊ばされ、曠古の盛典を永遠に記念すべき表章となし給ふた(同令第一條)。勅令第四百八十八號紀元二千六百年祝典記念章令は即ちこれであつて、同令は昨年七月二十七日公布、八月十六日から施行せられたのである。

十日 天皇 皇后兩陛下の行幸啓を仰ぎ、讃へまつる天皇日和のうちに宮城外苑において、いとゞ莊嚴盛大に執り行はせられ、この光榮ある式典に招待された者は誰しも、辱けなき玉音を拜し、無限の感激にむせびつゝ、赤誠の限りを盡して聖壽の萬歳を三唱し奉つたのである。その翌日の奉祝會には全國津々浦々より集ひたる參會者が悉くこの記念章を左肋に佩用して參列、君臣和樂の光榮

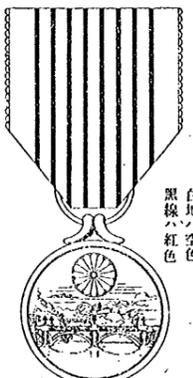
を重ねて感涙にむせぶと共に、聖壽の萬歳を唱呼し奉つたのであつたが、こゝに當時の感銘を回想しつゝ、紀元二千六百年祝典記念章について若干の説明を試みよう。抑々國家の慶祝すべき盛典等に際し記念章を御治定遊ばされたのは、彼の不磨の大典たる憲法發布記念章に始まり、このたびを以て凡そ十一回目の御沙汰かと拜察し奉る。先づ紀元二千六百年祝典記念章の

圖式に關して説明しよう(同令第二條)。

圖式

章

從來御制定遊ばされた記念章の内、國家の盛典等に關するもの多くはその素材を銀に求めて鑄造するを例としたのであるが、銀は現下ますます重視される金屬なので、今度は廣く適當の資材を求め、慎重に研究を重ねた結果、主材を銅とし、これに若干のアルミニウムを混じたアルミニウム青銅に據ることとせられたのである。而してこの章は圓形であつて直径は三種である。「表面」には輪郭内上部に長くも燦



白地、空色
裏線、紅色

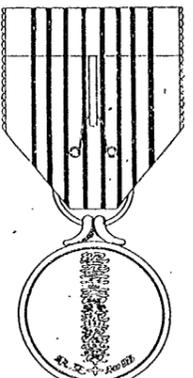
然たる菊花御紋章を戴き、中央に二重橋を正面に宮城を拜し奉る。御蔭には皇澤の深さを思はず瀧々たる水を湛へ、大内山の翠嶺には皇運の燦榮を象る鏗々たる瑞雲を播見せしめた。定にこれぞ、當日長くも高松宮殿下の御祝詞に拜したる「瑞雲霽々

賢所は三種の神器を奉齋し給ふ所であり、皇靈殿は御歴代の皇靈を鎮齋し奉り給ふ所、神殿は天神地祇八百萬の神々を祀らせ給ふ所と承はる。賢所は以て我が國體の萬邦に比類なきことを、皇靈殿は以て御歴代の匹儔なき御遺烈を、神殿は以て聖國の悠遠極りなきことを象徴せられたものであつて、宮城二重橋と併せ一系連綿正に紀元二千六百年を迎へさせ給ふ。天皇陛下の御稜威をば具象し奉るものと拜察する。裏面には輪郭内中央に白字篆書を以て、紀元二千六百年祝典記念章の文字、下部に昭和十五年の文字を識した。なほ章の上部は勾玉を換し、これ

に環を通せしめたが、勾玉は我が上古における大和民族に固有の裝身具であるから、なほ皇國悠遠の歴史を回顧するの一助とならう。

綵

絹織地を用ひ、空色に八條の紅線を配した。幅三種六耗である。空色(天藍)は薄い青色で、晴れた空の如き色をいひ、紅(大紅)は萬葉集に「久禮奈爲」とあつて古来より紅花(紅藍花)を以て染めたものをいふ。空色に八條の紅線を配したのは、長くも神武天皇大和橿原に御踐祚の御初、其の御詔勅中に「掩八紘而爲宇不亦可乎」と仰せ給ひし大御心を具象し奉り、以て我國の肇國以來悠久二千六百年、皇運の宏遠なること四海に匹儔なき歴史を顯現するの一



白地、空色
裏線、紅色

助としたものであつて、「紘」とはちほづな(綱維)を、「宇」とはのき(屋邊)やね(屋根)を意味するが故に、八條の紅色の線を以て「八紘」を、織地の「空色」を以て「一字」を寫したものに外ならぬと思はれる。さて以上の記念章は然らば如何なる範圍に授與されることになるかをうかがふに(同令第三條)。

授與範圍

(一) 紀元節祭(昭和十五年二月十一日)に召された者(第一項第一號)

これは昭和十五年二月一日の官報宮廷録事に明らかであつて、その範圍は宮中席次第三階第二十七、即ち勅任待遇以上である。(二) 紀元二千六百年式典(昭和十五年十一月十日)に招かれた者(同第二號)政府主催の同式典に招待された者であつて、前記(一)に掲げる者のほか華族、有位有勳者の總代、兩院議員各種委員會委員、神佛各派管長、民間功勞者、高等官三等以下代表者、公益團體代表者、特定寺院の住職、教團の統理者、私立専門學校以上の學校長、道府縣會議長、全國市町村長(以上の二つは外地のこれに相當する者を含む)、奉祝會役員有功會員、六大都市市會議長、同助役參與、東京府市會議員等、陸海軍の軍隊代表、

判任官總代、道府縣民總代、各外地
在住者總代、外國居住者總代、外國
參列者等である。

而して以上の(一)及び(二)の該當
者に對しては、既に勅裁を経て、(一)
に就ては昨年八月十六日附を以て、

(二)に就ては同十一月十日附を以て
記念章が授與されたのである。

(三) 祝典の事務又は要務に關與したる
者(同第三號)

この度の祝典は、一、祭典 即ち
神宮並びに官國幣社以下神社におけ
る紀元節祭、式典當日官國幣社以下
神社における臨時祭典 二、式典
(昨年十一月十日の佳節を以て行幸啓を
仰ぎ政府主催を以て宮城外苑において舉
行された儀式) 三、大觀兵式觀艦式
四、奉祝會(式典終了の翌日行幸啓を

仰ぎ奉祝會主催を以て舉行された會)等
から成つてゐるからこれ等の事務や
要務に關與した官吏や神官神職、陸
海軍軍人、その他の人々がこれに該
當し、追つて其の事務は進められる
であらう。

(四) 記念章令第三條第二項には
「前項ニ規定スル者以外ノ者ニモ特
ニ記念章ヲ授與スルコトアルベシ」と
規定されてゐるが、同規定はこの

度の式典は規模やその他の關係か
ら、招かれた人々は、國民各階層の
代表者に限られたものも尠くなかつ

た。しかしながら、式典に招かれず、
また前記の各號の何れにも該當しな
い者であつても、なほ、それ〴〵重要
の地位にあつて功績あり、式典に招
かれた人々と同様に考ふべき者に對

しては、官民を問はず廣く記念章を
授與せられんとの渾き思召を示され
たものと拜察する。而して右第二項
該當者として勅裁を経た範圍は左の
如くである。

(イ) 從六位、勳六等、功六級以上ノ
有位有勳者

(ロ) 褒章受領者

(ハ) 道府縣會副議長(朝鮮道會副議
長ヲ含ム)

(ニ) 道府縣會議員(朝鮮道會議員、
臺灣州會議員及び臺灣廳協議
會員ヲ含ム)

(ホ) 市會議長(六大都市ノ市會議長
ヲ除キ朝鮮府會議長、臺灣市
會議長、樺太市會議長及び關
東州市會議長)

年以上ノ者

(ト) 判任二等以上及ビ同待遇

(チ) 判任三等以下ノ警察署長

(リ) 判任三等以下及ビ同待遇ノ官公
立小學校公學校公學堂ノ長

以上(ト)(チ)(リ)ハ在職十五年以上
ノ者

(ヌ) 奉祝ノ爲來朝シタル外國君主、
元首又ハ代表者及ビ其ノ隨員

(ル) 其ノ他各種事業功勞者

以上(イ)乃至(リ)及ビ(ル)ハ昭
和十五年十一月十日現在ニ於テ夫々
所定ノ位階、勳等、褒章、官公職ヲ
有シタル者ナルコト

而して以上の該當者に對する記念
章の發令日附は昨年十一月十日た
ることに勅裁を経たのであるから、

従つて同年十一月九日以前の死亡者
は、本項に該當しない。また有位有
勳者及び褒章受領者たる者は在官
在職の有無を問はないが、同年十一
月十日現在で發令済みのものたるこ
とを要するし、道府縣會副議長、同
議員、市會議長(外地のこれに相當す
る者を含む)は同年十一月十日その地
位にあつた者たることを要する。ま
た(イ)乃至(リ)の高等官同待遇、判
任官同待遇に在つては何れも、同年
十一月十日現在において在官在職者
たることを要し、退職休職、待命、
豫後備の者はこれに入れない。

その取扱方法は、
第一、(イ)(ロ)の從六位勳六等、
功六級以上の有位有勳者褒章受領者

で高等官判任官(同上待遇)として昭
和十五年十一月十日現在官公署に在
勤したる者、(イ)乃至(リ)の所定在
職年限を有する者で高等官判任官
(同待遇)として昭和十五年十一月十
日現在官公署に在勤した者について
は、それ〴〵在勤の官公署又は本屬
長官を経て所管大臣から賞勳局總裁
に申渡すことにした。

第二、道府縣會副議長、同議員、
市會議長(外地のこれに相當する者を含
む)については地方長官(外地はこれ
に相當する者)から内務大臣(外地は拓
務大臣又は在滿洲國特命全權大使)に具
申し、各大臣から賞勳局總裁に申渡
すことにした。

第三、從六位勳六等功六級以上の

有位有勳者、褒章受領者であつても前記第一、第二の何れにも該當しない者のみ、即ち昭和十五年十一月十日現在在官在職の官吏(判任待遇以上)に非ず、又府縣會議長、副議長、市會議長(外地におけるこれに相當する者)にも非ざる者は、總て本年二月末日迄に昨年十一月十日現住地の地方長官(内地に在りては道長官、府縣知事、朝鮮、臺灣に在りては總督、關東州に在りては關東局總長、樺太、南洋に在りては各長官)宛に位階、勳等、功級、褒章の種類、氏名を書留郵便を以て届出づべきことに定めた。

つて、從六位勳六等功六級以上の有位有勳者または褒章受領者たる資格を具へた者は、本人から右の方法に依り届出づべきものであるから、この第三の該當者については特に留意され、關係方面においてその周知方の徹底を期せられたい。

記念章授與の發令日附前に死亡したやうな場合には、これをその家督相続人または戸主に交付して、これを保存せしめることになつてゐる(同令第五條)。

— 賞勳局 —



大使に昇格の アルゼンティン情勢

日本とアルゼンティンの國交關係

アルゼンティン公使館は、今回大使館に昇格し、初代大使ロドルフォ・モレノ氏は、去る二月二十日午前十時半、信任状捧呈のため参内、天皇陛下に謁見仰付けられた。

そも、我が國とアルゼンティンの國交は、明治三十一年に通商航海條約の締結を以て開始され、その後大正七年七月に至り、ブエノスアイレスに帝國公使館が設置されて以來、終始親

善關係を保つて來たが、近年に及び兩國の國交は、通商政治文化の各方面に互つていよゝ緊密となり、特に最近アルゼンティンにおいては、わが國の東亞ならびに世界における地位の重要性を認識して、大使交換の希望を持つやうになつた。それと同時に我が國

においても、アルゼンティンの米洲における政治的地位の重要性を認め、更に日アル通商貿易の増進を圖るために、昨年十二月一日、在アルゼンティン帝國公使館を大使館に、またアルゼン

ティン側も在京公使館を大使館にそれぞれ昇格せしめ、ついで十二月十八日、日アル交換祝賀放送を行ひ、兩國外相の祝辭を交換したのである。

駐日アルゼンティン初代大使モレノ氏は、刑法學者としてつとに名あり、その官途について行政官となり、ついで保守黨所屬の下院議員として政界に活躍し、アルゼンティン政界の大立物とされてゐる。そして、古くから親日家として知られ、一昨年の三月、駐日特命全權公使に就任し今日に至つて

る人である。

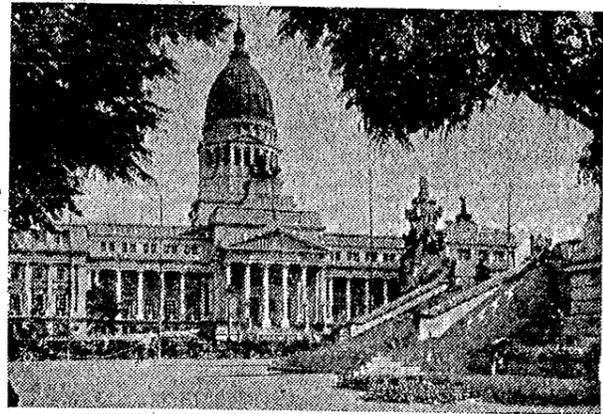
歐洲の穀物倉庫

アルゼンティンは、一八一六年(光格天皇の御代、徳川十一代家齊將軍の頃)七月九日、スペインよりの獨立を宣言し、ついで一八二六年五月二十五日に完全獨立の實を擧げ、越えて一八五三年に共和憲法を制定し、今日のアルゼンティン共和國が成立したのである。

そして現在では、歐洲の穀物倉庫として、また世界折りの肉類供給國として國際市場に重要視されると共に、南米諸國中最大の海軍力を擁し、中南米のスペイン系諸國の指導的國家として、常に米國側の汎米主義に對抗しつ

つあることは餘りにも有名である。即ち、先づ一八八九年のワシントンにおける第一回汎米會議が開かれるや、アルゼンティン代表ローケ・サエンスベレーニャ氏は、米國の獨善的關稅同盟案に眞向から反對し「米大陸は人類のために」といふ主義を宣言し、アルゼンティン外交の基調を闡明して以來、去る一九三六年のブエノスアイレス汎米會議や三八年のリマ會議、ついで昨年(一九三九年)のハバナ會議においても、同國代表が終始

「米大陸は世界のために」と叫び、米國側と堂々太刀打ちして譲らず、中南米を支配せんとする。



會議民國のスレイア・スノエブ

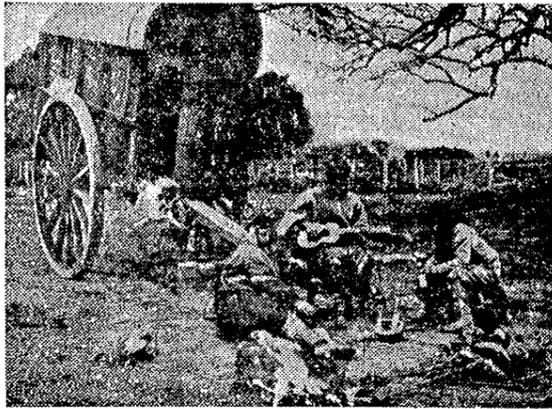
る米國の意圖に、執拗頑強に反抗して來たことは記憶に新しいところである。

地勢と文化

アルゼンティンは、その廣さは我が國全土の殆ど四倍半に近く、南米大陸の東南部一帯を占め、その東部國境においてブラジル及びウルグアイと接し、北部國境においてパラグアイ及びボリヴィアと接し、西部一帯をアンデス山脈によりチリと境ひしてゐる。東南一帯は大西洋に臨んでゐるが、その南端地方は三百哩の洋上にある英領フォークランド諸島と對峙の状態に置かれてゐる。

そして西部及び北部地方を除き大部分は、茫洋幾千里何ら目をさへざるも

のもないパンバ大平原を成し、この肥沃な平原が即ちアルゼンティンをし



夫敗のパンバのき好樂音

人口は約一千三百万に近く、スペイン系とイタリア系の人々がそれ／＼四割を占め、その他ドイツ系の約三十萬人があり、先住土着の米洲印度人は奥地に極めて少數残存してゐるにすぎない現狀である。

このやうに人口の大部分がラテン民族から成り立つてゐるため、勢ひアルゼンティンの國民性も熱情的であり、また冒險的英雄的でもあるが、また儀禮や格式を尊重する風も見受けられる。そして、特に文學・音樂・彫刻等の藝術に對し深い理解を持つてゐる點は、ラテン民族共通の特性を受けついでゐるものに他ならない。首都ブエノスアイレスがしばしば「南米のパリ」なる稱語を以て呼ばれるのは、そのためである。従つて彼等アルゼンティン

の人々から米國の人々を見れば、「金のことばかりで明け暮れを過し、藝術を解しない非文化人」といふことにもなるのである。

なほ同國の宗教は自由とされてゐる

が、ローマ・カトリック教が國教とされ、國家がこれを保護し、正副大統領はカトリック教徒でなければならぬことが憲法で規定されてをり、離婚を認めぬカトリック教のそれに應じ、離婚は法律上認められないことになつてゐる。

今日のやうにアルゼンティンが繁榮した自然的原因は、パンパ大平原にある。この地方は毎年肥料なしで耕作をつゞけても地味は衰へず、數年後に葦草を播種し放牧すれば、三年間で以前に勝る地味を恢復するといはれてゐる程に肥沃である。従つて、このパン

パ地方から産出する小麦・玉蜀黍・亞麻仁等の農産物や、牛・羊等の畜産物が、同國經濟の根幹となつてゐることはいふまでもない。

主要な生産物

アルゼンティンの最近の主要農産物生産量は次の通りである。

一九三八年	一九三七年
小麦 九一五萬噸	六七五萬噸
玉蜀黍 五一五萬噸	九一三萬噸
亞麻仁 一四一萬噸	一八五萬噸
燕麥 七三萬噸	四九萬噸
大麥 四四萬噸	六五萬噸

従つて、アルゼンティンは生産國として、亞麻仁は世界第一位、玉蜀黍は世界第二位、小麦は世界第六位を占めてゐるわけだ、また輸出國としては、亞麻仁は世界第一位を占め世界總輸出の七割四分を獨占し、玉蜀黍も第一位

で世界總輸出の五割九分までを占め、小麦は第二位で、世界總輸出の二割五分を占めるといふ重要さを有してゐるのである。

また、農業について同國主要産業である牧畜の状態を見れば、次の通りである。

主要家畜數	一九三七年度
羊	四八〇〇萬頭
牛	三三〇〇萬頭
馬	八五〇萬頭
豚	四〇〇萬頭

なほ、羊の飼養數は濠洲・ソ聯・米國・南阿について世界第五位であり、牛の飼養數は印度・米國・ソ聯について世界第四位を占めてゐる。

以上の通り、農業、牧畜が産業の主體となつてゐるため、その輸出の大部分も農畜産品であり、一九四〇年度の輸出總額十四億ペソ（ペソは邦貨約一圓）

の約半分は農産物であつた。

貿易關係と列國の投資

最近の同國輸出入額を列記すれば、次の通りである。

年次	輸出額	輸入額
一九三六	一六五、五七一	一一一、六七一
一九三七	一三三、一〇〇	一五五、七六八
一九三八	一四〇、〇四五	一四六、〇八九
一九三九	一五七、〇三三	一三三、八三三
一九四〇	一四二、六六一	一〇七、九四一

なほ、これを一九三九年度の輸出總額十五億七千二百六十六千ペソ、輸入總額十三億三千八百三十三萬二千ペソにつき、主要相手國別の比率を記せば次の通りになつてゐる。

英 國	輸出 三三・九%	輸入 一八・五%
米 國	一一・九%	一六・二%
オランダ	七・三%	—
ベルギー	六・五%	六・〇%
ドイツ	五・七%	八・六%
フランス	四・七%	五・三%

ブラジル 四二・% 六・〇%
イタリヤ 二一・% 〇・八%
日 本 〇・七% 三・七%
蘭領西印度 三・七% 三・七%
ペルー 三・七% 三・七%

同國輸入品の主なものとしては、繊維及び纖維製品を始め、機械車輛・燃料・機械油・鐵材・鐵製品・食糧品・化學工業藥品等が挙げられる。

次に、アルゼンティンにおける列強の投資状態は、一九三八年度の概算八億磅（約百三十七億圓）と見られ、そのうち五億磅（約六十五億圓）までが英國、八千五百萬磅（約一割一分）がフランス、六千九百萬磅（約九分）が米國とされ、これら外國資本は鐵道を初めとしてアルゼンティンの主要企業に根強く入り込んでゐるのである。

我が國との關係

アルゼンティンと我が國との關係

は、去る明治三十一年の通商條約締結以來開始され、ことに去年の二月には、キンクナーナ氏を團長とするアルゼンティン經濟使節團の日本訪問により、日阿兩國の經濟提携強化の基礎が築かれるに至つたのである。

また、アルゼンティン在任の邦人は、移住三十餘年の歴史をつゞり、現在では總數約六千名に達し、農業、牧畜業、果樹・野菜・花卉の栽培等に從事するものが最も多く、その他、染色業、洗濯業或ひは料理店の經營等が多く、彼等は總計約二十萬圓の資産を築き上げるに至り、生産取引額は實に數千萬圓と稱される程の發展を遂げ、なほ又、移住者その他、本邦商社の支店・出張所・代理店を設けてゐるものも多數に上つてゐる。

新春を迎へて 海軍作戦の戦果 (上)

支那方面海軍部隊は、前年に引續き各擔任區域の監視警戒に任じ、密輸我克の臨検抑留、陸戦部隊の揚陸、威力偵察、官撫、匪賊討伐掃蕩、敷設機雷の監視處分、航空部隊の敵重要地區偵察掃蕩等、重要な作戦に奮闘を続け、また陸軍部隊に協力して赫々たる戦果を挙げ、敵の抗戦力を粉砕しつつある。

北支方面

各部隊はいづれも擔任區域の警戒監視に任じ、風濤を冒し寒暑を闘ひ、我克の臨検、匪賊の討伐に従事し、また陸軍部隊と協力して敵の掃蕩に努めた。

一月四日 北監視部隊の一部艦艇は、陸戦隊を榮城に揚陸して威力偵察並びに陸軍部隊との連絡を實施し、南監視部隊の連雲港及び石臼所砲艇隊は、各擔任海面一帯江上の移動哨戒に任じた。

六日 北監視部隊の一部艦艇は、靖海衛方面の移動哨戒監視中、石島附近に匪襲があつたので、石島砲艇隊と協力して同地の警戒に任じ、また石島砲艇隊は張家村に八路匪が潜入したので、陸軍部隊に協力して出撃掃蕩し即日全員無事歸還した。連雲港砲艇隊は江上移動哨戒に従事中、灌河監視隊は五日下江の途中、双港附近で敵の射撃を受けたので、直ちに反撃して交戦約三十分の

後これを撃退した。

九日 南監視部隊の連雲港砲艇隊及び石臼所砲艇隊の砲艇は各受持哨區の警戒に任じ、密輸船五四隻(鹽魚及び私鹽密輸船)を發見して、その載貨を沒收。他の一部艦艇は沙子口、田横島の警戒に任じ、同一隻を發見抑留した。

十二日 北監視部隊艦艇の一部は、砒礫大欽方面の警戒に任じ、また他の艦艇は榮城・石島間の移動警戒に任ずると共に、裡島に陸戦隊八〇名を駐屯せしめ治安維持に努めた。南監視隊の連雲港砲艇隊各監視隊は、何れも江上移動警戒に任じた。さらに青島方面部隊の陸戦隊は一月十日大旁村に出撃したが十一日全員無事歸隊した。

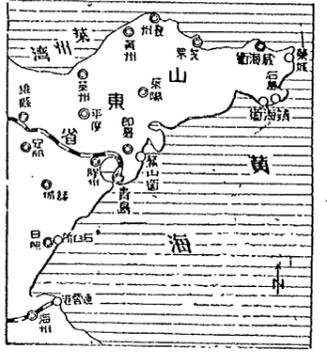
戦果捕虜二、鹵獲品拳銃彈藥包三、十五日 北監視部隊の威海衛陸戦隊は、一部艦艇陸戦隊と協力して十四日、冶口西部部落に潜入した八路匪約一〇〇名を掃蕩した。

戦果敵遺棄死體二、捕虜一小銃三、同彈藥包一五〇、手榴彈一。

十八日 威海衛陸戦隊は、十六日冶口東南方に潜入した遊匪約八〇名を包圍攻撃して潰滅させた。

戦果敵死傷者約二〇(遺棄死體七)、鹵獲品小銃二、小銃彈藥包七六、手榴彈六。

二十七日 北監視部隊の一部砲艇隊は、龍口及び桑島に潜伏中の爆藥密輸犯人を逮捕、また南監視部隊の連



雲港砲艇隊臨江監視隊は大浦鎮に來

襲した土匪約二十名を撃退した。

二十八日 北監視部隊の一部砲艇隊

は、淺海附近一帯に蟻踞中の兵匪約

一〇〇名に對し、海上より砲撃を加

ふると共に、陸戦隊を揚陸して掃蕩、

また密輸戎克約二〇隻を燒却處分し

た。戦果、敵遺棄死體六捕虜二。

青島方面部隊は、舊正月を期し水

陸部隊の大部を擧げて嶽山衛雷島

北東四五村掃蕩を實施した。

戦果敵遺棄死體七、捕虜四。

中支方面

警戒部隊は江上對岸沿海島嶼等の

敵遊撃隊及びに殘敵を掃蕩し、密輸

船の監視に任じ、匪賊討伐戎克臨檢

と殘留機雷の清掃に専念し、多大の

戦果を擧げつゝある。

一月一日 江上部隊は、葡船安那號

を上海港務部に抑留、一部艦艇は

太子磯においてC型機雷一箇を發見

處分した。

二日 警戒部隊の一部艦艇は長白山

に陸戦隊を揚陸して匪賊掃蕩に従事

した。

四日 江上部隊の一部艦艇は梅沢附

近でC型機雷二箇を處分、また掃蕩

溝に陸戦隊を揚陸して遊撃匪の據點

を急襲して多数の證據物件を押收し

た。

七日 江上部隊の一部艦艇は羅湖洲

水道でA型機雷一箇を分解處分し

た。

十日 九江基地隊は下流方面の水路

掃海をして殘存機雷の搜索と清掃作

業を開始した。

十一日 一部砲艇隊は周莊鎮東方一

軒の地點で、便衣の敵約一五〇名と

交戦してこれを潰走させた。

鹵獲品 戎克三隻 小銃青龍刀各

一 敵遺棄死體一七。

十二日 昨十一日夜下葉家洲(蘇州下

流一〇哩)に假泊中の民船二隻が土匪

の來襲を受け、支那船員七名拉致、

現金貨物(計三萬三千圓)を掠奪され

たとの報があつたので、一部艦艇は

同地に急行して陸戦隊を揚陸し、陸

軍部隊の一部を加へ附近部落を徹底

的に掃蕩した。漢口方面部隊は中流

方面の水路掃海と機雷搜索及び清掃

作業を開始した。

十三日 双橋水路開鑿作業場警戒隊

は、同所に約三〇〇名の敵が來襲し

たので、直ちにこれと交戦して撃退

し、一部艦艇の聯合陸戦隊は、泥磯

より上流新港口迄及び下葉家洲より

團風迄を掃蕩した。

十五日 掃蕩隊は十三日を以て舟山

また一部艦艇は十四日牛角門附近に

おいて大型戎克臨檢の際、該戎克は

戦貨を海中に投棄すると共に、發砲

を始めたので直ちに應戦してこれを

捕獲した。

戦果、捕虜一五、鹵獲品

小銃一、同彈藥包一〇〇、

手榴彈二、軍事關係書類及

裝具多数 戎克は糧食搭載

用のものと共に燒却處分し

た。

十六日 一部艦艇は新洲

(武穴下流九哩)下流左岸に

小銃携帶の土匪五名を認

め、陸戦隊を揚陸して附近一帯を掃

蕩した。

十七日 安慶陸戦隊は安慶對岸にお

いてC型機雷一箇を發見、爆破處分

した。

十八日 江上部隊の一部艦艇は、武

穴下流三哩において九江基地隊は

九江港内において、安慶陸戦隊は安

慶上流三哩において各一箇、砲艇隊

は黄石磯(東流下流五哩)において五

箇のC型機雷を處分した。また安慶

陸戦隊は安慶上流において同型機雷

一箇を拘捉した(合計九箇)。

十九日 江上部隊の一部艦艇は安慶

下流六・五哩において、安慶陸戦隊

は太平前において、九江基地隊は

張家洲南港道においてC型機雷各一

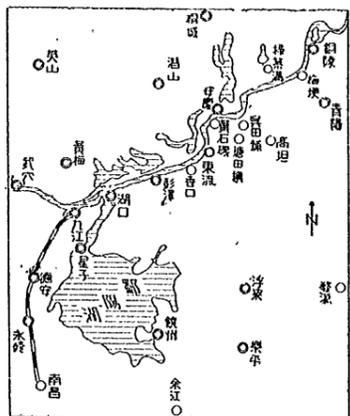
個を、一部砲艇は官洲(黄石磯方面)

上流三哩において五箇のC型機雷を

發見處分した(合計八箇)。

二十日 江上部隊の一部艦艇は、東

北横水道上端(彭澤上流六哩)におい



島岱山島の船正をほぼ完成したが、
岱山島葉家において小銃四手榴彈二
を發見鹵獲した。十四日迄に完成
の道路は一六、六〇〇米に達した。

十七日 安慶陸戦隊は安慶對岸にお
いてC型機雷一箇を發見、爆破處分

した。

てO型機雷一箇を処分した。

二十一日 陸軍御川船元山丸が長旺洲(老官廟上流七哩)において敵匪約一〇〇名の襲撃を受け火災を起したとの報により、一部艦艇は同地に急行して陸戦隊を揚陸し、同地から下流一哩半の鳥鴨洲に至る江岸一帯の部落を掃蕩した。また彭澤上流右岸にO型機雷二箇を発見処分した。

二十三日 江上部隊の一部艦艇は、臨湘下流一哩に陸戦隊を揚陸し、臨湘縣城を掃蕩中、陣地に據る敵兵約二〇〇名機銃二を有すと衝突、艦艇の掩護射撃と相俟つて交戦三〇分、これを南東方面に遁走させた。

二十四日 岳陽基地隊は、洞庭湖口においてA型機雷一箇を分解処分した。

二十六日 掃蕩隊は引續き舟山本島及び岱山島の掃蕩正を實施し、岱山島において小銃七同彈藥包約一〇〇を鹵獲した。また一部艦艇の聯合陸戦隊は、三江口及び白澗下鎮(陽羅下流入運)に上陸し、所在陸軍部隊と協力して兩地を連ねる線以北の地帯を掃蕩し、土匪三名を処分、青龍刀若干を押収した。

三十日 仙桃鎮上流一哩において陸軍輸送船が右岸の敵迫撃砲で砲撃されたので、仙桃鎮基地員は急行してこれを反撃制壓した。また九江基地隊は武穴下流揚子江主水路の機雷清掃を完了した。

南支方面

主として海南島・珠江・廈門島部隊

の殘敵掃蕩肅正工作で、日夜勇戦奮闘し着々戦果を擧げてゐる。

一月一日 海南島陸戦隊の一部は、那大附近において敵匪約五〇名を撃破し、また他の一部は龍江附近を砲撃し、萬寧附近を討伐した。戦果、敵遺棄死體四、小銃機銃計五。

二日 海南島防備隊會文隊は、白延市及び蓬萊市郊外においてそれ約一〇〇名の敵を撃破、また陸戦隊の一部は、龍江東附近においてそれ約四〇名の敵と交戦しこれを潰走させた。戦果、敵遺棄死體一二。

また珠江部隊の一部艦艇は、潭州溪入口西岸及び潭州大岡の見張塔に敵兵數十名を發見、これを銃砲撃して大なる損害を與へた。

四日 陸戦隊の一部は、儋縣附近一帯を討伐して約三〇名の敵と交戦これを潰走させたが、他の一隊は那大附近一帯を掃蕩した。また他の一隊は、烟墩附近を急襲し、他の一隊を以て會文附近海岸を掃蕩、密航戎克一隻を捕獲した。また一隊は會文北西一〇軒の地點において敵二〇名を撃破し、更に他の一隊は舖前附近の部落を包圍攻撃した。

綜合戦果、敵遺棄死體五、捕虜一、鹵獲品小銃機銃一三。

五日 海南島部隊防備隊の一部は、樂安附近において敵約一八〇名と交戦しこれに大打撃を加へた。また陸戦隊の一部を以て大成新市附近を討伐、約六十名の敵と交戦して潰走させ、さらに他隊は龍坡市附近一帯を

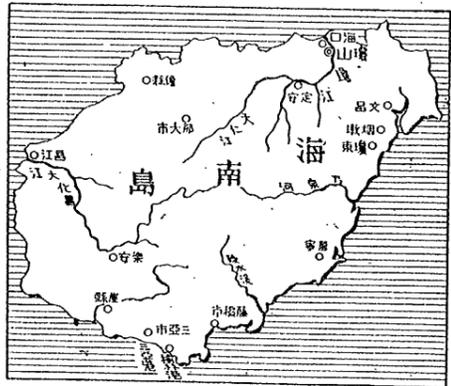
討伐した。

綜合戦果、敵遺棄死體八、捕虜二、鹵獲品小銃四、同彈藥包約一〇〇〇、その他多數。

防備隊の一部は、烟墩附近會文附近においてそれ約數十名の敵と交戦してこれを潰走させ、また陸戦隊の一部は烟墩附近導寨の北西方及び長閣附近で、それ約五〇名の敵と交戦しこれを敗走させた。綜合戦果、敵遺棄死體四、捕虜一。

廈門部隊は年末來動掃蕩となつた廈門島周邊及び金門島對岸の敵を砲撃し、相當の効果を収めた。

六日 海南島部隊の陸戦隊は、南辰附近一帯を討伐して敵約三〇名を撃



交戦した。一方、瓊東及び龍江附近において何れも約三〇名の敵と交戦これを潰走させた。綜合戦果、敵遺

棄死體二九、小銃獵銃五七、その他を鹵獲した。

七日 海南島部隊防備隊の一部は、白延市附近高地において約七〇名の敵と交戦、また仙昌市附近において数十名の敵と交戦したが、何れもこれを潰走させた。陸戦隊の一部は大成新市附近一帯を討伐し、また大星市附近一帯を掃蕩、さらに洛基市附近の高地において約三〇名の遊撃隊と交戦これを敗走させた、綜合戦果、敵遺棄死體六。

八日 海南島部隊陸戦隊の一部は、長坡北方八軒の敵遊撃隊約六〇名を包圍急襲してこれを潰走させた。綜合戦果、敵遺棄死體三三、鹵獲獵銃四、その他。

九日 海南島部隊陸戦隊の一部を以

て龍江附近敵遊撃隊四〇〇名を討伐して之を潰走させた。戦果、敵遺棄死體二三、鹵獲品小銃その他若干。

また他の一部は、嘉積附近を討伐、約四〇名の敵遊撃隊を殆ど殲滅、さらに防備隊は烟墩白延市公坡市附近において敵遊撃隊を砲撃してこれを潰走させた。綜合戦果、敵遺棄死體一。

廈門島部隊は、金門對岸大嶼嶼附近に十數名の敵を輸送中の我克を發見してこれを砲撃沈した。

十二日 海南島部隊陸戦隊の一部は潭門北四八軒及び閩東北東十軒においてそれら敵數十名を撃破潰走させた。戦果、敵遺棄死體九。

また珠江部隊の沿岸警備隊は、大嶼嶼島南方海上の發動機附我克一隻(我克一隻を曳航)が發砲したので、

直に反撃してこれを坐礁大破させ、被曳航我克を拿捕した。

十三日 海南島陸戦隊の一部は、儋縣及び後灣の海陸兩方面から進撃、各地において約八十名の敵を撃破しつゝ儋縣北八軒より北東一五軒に至る共產匪地區一帯を掃蕩し、他の一隊は白延市の北西二軒附近において約三五名、錦山附近において十數名の敵と交戦し、また他の一隊は黃竹において約六十名の敵と、更に龍滾地西方八軒及び瓊東長坡間においてそれら約二十名の敵と交戦、何れもこれを潰走させた。綜合戦果、敵遺棄死體三六、鹵獲品、小銃一一、獵銃拳銃四、小銃彈藥包七六六。

十四日 海南島部隊陸戦隊の一部は、前日に引續き海陸兩方面より木

業市以西半島地區一帯の掃蕩を實施した。戦果、敵遺棄死體二三、鹵獲品小銃四、獵銃拳銃四、その他若干。

十六日 海南島部隊陸戦隊の一部は、嘉積北一六軒及び一〇軒の敵據點を急襲し約一〇〇名の敵遊撃隊を潰滅してこれを占領した。戦果、敵遺棄死體二八。

十七日 海南島部隊防備隊の一部は、烟墩附近の部落一帯を掃蕩し一〇〇名の敵と交戦これを潰走させた。戦果、敵遺棄死體七(内小隊長一)、鹵獲品小銃拳銃各一。

珠江部隊の一部艦艇は、横門溪の測量を兼ね、去る十五日陸戦隊を横門關棧橋に揚陸、十六日陸軍部隊と協力して十七日迄の間に横門溪一帯の敵匪を掃蕩し、相當の損害を與

へた。戦果、鹵獲品、小銃六、密輸我克二。

十八日 海南島部隊陸戦隊の一部は、和合市南四七乃至十軒附近一帯を掃蕩し、また他の一隊は案定の北方において敵約四〇名と交戦これを撃退した。また他の一隊は龍江南西五軒において約一八〇名の敵襲を受けこれを銃砲撃し、さらに他の一隊は、萬寧南東二二軒において約一〇名の敵と交戦、何れもこれを潰走させた。

廈門島部隊の牛頭山下土哨は、敵十數名が我克で火燒島に上陸するのを認めてこれを銃撃し、また五哨分遣隊は對岸漁頭の敵宿舎を砲撃して相當の損害を與へた。

二十日 海南島部隊防備隊の一部は、仙昌市の南方及び南西方二軒圍

内を包圍掃蕩し、さらに仙昌市南西四軒を急襲して敵約四〇名と交戦してこれを潰走させた。綜合戦果、敵遺棄死體三。

二十四日 海南島部隊陸戦隊の一部は、和合市西方四軒及び同北西六軒並びに南五軒附近の敵を討伐掃蕩し、また大成新市北四・五軒において敵約三〇名を撃退した。さらに南西一〇・五軒の敵遊撃隊中隊本部を奇襲して約四〇名の敵に大打撃を與へた。二十三、二十四兩日の綜合戦果、敵遺棄死體一八、捕虜一、鹵獲品小銃七、獵銃四、その他若干。

— 大本營海軍部 —



前線と銃後

木間部隊 陸軍一等兵 中山 信 行

自分がまだ兵隊になる前、内地で働いてゐた時分のこと、「一日戦死」といふ言葉が言はれてゐた。物覚えの悪い自分はもうシカとは覚えてゐないが、確か毎月一日の興亞奉公日に、銃後の國民は擧つて前線將兵の勞苦を偲び、その日一日だけはせめて戦死したつもりになつてつづましい生活を送らうといふ趣旨だつたと思ふ。その頃内地では、前線と銃後とを結ぶために種々のことが考へられ、さまざまの言葉が語られてゐた。

ヨーロッパのやうに一たび戦争が起れば、國境線は五ひに地つゞきであり、本國領土内で激しい干戈が交へられるのであるから、戦争といふものを感覺する點では、前線の將兵と銃後の國民との間に、肉體的にも精神的に

も、さほどの相違があらうとも思はれない。そこには最早前線も銃後も存在せず、國と國の全領域が、文字通り戦線と化してしまふのであらう。しかし、今日の日本のやうに、一つの海を隔てて、遠く兵を進めてゐる場合には、そこにどうしても前線と銃後との別が出来て来るのはやむを得ない。尤も今日の戦争は國家總力戦であるから、銃後の國民と雖も、一人残らず何等かの形で戦争に参加し、又實際に社會的にも、經濟的にも直接に戦争の影響をうけ、その生活の隅々にまで、戦争といふものを感じてゐるのには相違ない。しかし何といつても、今度の戦争では、まだくく東京が敵機空襲に見舞はれることもなし、敵の長距離砲弾が何處からともなく長崎

の町中に落下したといふ話も聞かず、どこかの海岸に敵兵が上陸するといふ懼れもない。國民は將來の戦争に豫想される、かゝる敵襲に備へて、防空演習など、準備をさくく怠りないとは云へ、今日ではまだ銃をとつて敵に當るといふまでには至つてゐない。國民の生活はやはり文字通り銃後の生活である。

戦争が長期に互れば、さういふ銃後の生活が、とかく弛み勝ちになるのはやむを得ない。戦争の初期には密接に結ばれてゐた前線と銃後も、次第にその緊張の度が弛んで来るのではないかと恐れる。初めには、戦争といふものを味つたこともない人々までが、出征兵士を送る度に、硝煙の立ち籠め、砲弾の飛び交ふ戦場の感覺を、まさしくと感ずることが出来た。銃後の人々も、前線の將兵と同じ思想や感情を懐いてゐた。徐州への進撃にも南京の陥落にも、又一勇士の戦死にも、荒鷲の自爆にも、國民は將兵と同じ喜びと悲しみと苦しみを味はふことが出来た。戦線を偲ぶ銃後の思ひやりと、闘ひの

中にも、銃後の生活を案ずる將兵の氣持とは、絶え間なく交流をつゞけ、前線と銃後との思想と感情とを融合統一する機能を果してゐた。

戦争が長びくにつれ、さうした緊張はやゝもすれば、弛み勝ちになるのではないかと懸念せられる。前線に於ては、最早目覚ましい大會戦は行はれなくなつて、警備と討伐とが主な任務となつた。銃後の生活は、それにも増して、日毎に著るしい變化を遂げた。生活の自肅と緊張の度はますます濃厚となり、生活の氣分は一變した。國家總力戦への體制は層一層整へられたにも拘はらず、前線と銃後のかうした生活の變化は、思想や感情の交流と融合とを著るしく阻害されつゝあるのではないか。銃後の人々は、戦闘よりも一層烈しい警備と討伐とに於ける將兵の辛苦を理解し得ないではなからうか。前線と銃後の感情がやゝもすれば一致を缺く状態になつた。「一日戦死」といふことが行はれ、前線と銃後との問題が、心ある人々の口にのぼつたのも、丁度その頃だつたと思ふ。

自分は、さういふ時期に内地にあつて、銃後の人として生活し、前線を偲ぶ銃後の空気を吸つた。さうして二年後の今は、戦地の兵隊として、嘗つては想像によつて抱いた將兵の思想と感情とを、今は身を以て感じ、銃後の生活と思想を振り返つて見る立場にある。自分は一人で前線と銃後との兩つに立ち得たこの経験を又と得がたく尊いものだと感じてゐる。

それはともあれ、内地に銃後の人としてあつた頃、自分は戦地の兵隊が戦陣の合間に考へること、想ふことが何であるかを幾たびか聞かされた。戦陣から疲れて歸つて来る兵隊に、最も歓迎されるものが何であるかを知つた。彼等が内地のニュースや家族の友人からの手紙をどんなに待ち焦れてゐるかといふ話も讀んだ。しかもかうしたニュースや、手紙の中で、戦地の兵隊たちを最も喜ばせるものは、いはゆるニュース・ヴァリューの異常事件ではなくして、ゴクつまらない平凡な日常茶飯事であることも知つた。戦場にある兵隊の、銃後への

關心は極めて痛切であり、深刻であることも聞いた。内地では配給が統制されて来た、砂糖もマッチも切符制度になつた、銃後の生活は窮屈である、さういふ話は最も兵隊の心をいら／＼させるといふ話であつた。しかし、最も強く自分の注意を喚起したものは、兵隊の持つ神經であつた。銃後の人々は、戦地のことをどう考へてゐるか、兵隊のことをどんなに想つてゐるか——さういふ戦地への關心に對する兵隊たちの神經であつた。

兵隊は、銃後の人々が戦争のために苦しい生活を餘儀なくされることを好まない。自分たちは苦しい思ひをして戦争をしてはゐるが、しかしそれは我々自身のため、我々の後に来る子孫のために幸福な生活を築くためだといふことを知つてゐる。そのためには自分たちは生命を捨てて、幸福への礎となつてもよいとさへ覺悟してゐる。しかし自分たちが、かうして苦勞してゐる限り、せめ

て内地の人々は平安な生活をして欲しいと願つてゐる。従つて自分たちが苦勞をしてゐるその上に、まだ銃後の生活が毎日に苦しくなつて行くといふ愚痴を聞かされることは、兵隊たちにとつて堪へ難い苦痛である。しかし又逆に銃後にある婦人や幼児らが、自覺的につましい生活をして、獻金をしたとか、慰問袋をつくつたとかいふ健氣な話を聞くと、兵隊の心はつひ涙を催してくるのである。兵隊たちは、このやうに犠牲的な虚無な心持から、銃後の人々が戦争に煩はされない幸福な生活を送ることを願つてゐるのである。銃後の人が、戦場にある兵士等の身の上を心から思ひやるといふのは、人にとつては當然の義務と思はれるのであるが、兵隊たちはそれを聞くと、有難さに思はず涙を落してしまふのである。

然し戦地にある兵隊が、他面では、銃後の關心に對して執拗とも云ふべき神經を懷いてゐるのも事實である。大きな作戦が行はれなくなり、占領地域内の警備や時々

の討伐が軍の主なる行動となつてくると、新聞にも餘り戦陣の記事が見當らなくなる。内地の人は、もう戦争は峠を越えて、兵隊もあまり苦勞をしなくなつた、といふ風に考へ易い。それ程までに考へない人でも、少くとも戦地のことや、兵隊の身の上を考へる度數が少なくなつてくる。このやうな銃後の氣分は、やがて戦地への手紙や慰問袋の數がめつきり減つて来たといふ事實に反映してゐる。さういふことは、戦地にある敏感な兵隊の神經には、直ちに感じられるのである。それが兵隊にとつて、また淋しいことであるが、内地の人々には分らないであらう。

戦争の眞の苦勞は警備についてから始まるのだ。戦陣は無くなつたところではない。警備についてからも、毎日毎夜戦陣がくりかへされてゐる。常に討伐や掃蕩戦が行はれる。ちよつとの油断でもあらうものなら敵はすぐ大規模な反撃や警備陣地の襲撃を重ねてくる。鐵道や道路や電話線を破壊してゆく。兵隊の艱難と辛苦とは眞に

たとへがたいものである。さうしてその間にも毎日尊い犠牲が数へられて行くのである。内地の人がさういふ事實を知らずに、兵隊もあまり苦勞をしなくなつたと思ひ、手紙や慰問袋を送るのを忘れてゐるとしたら、それはゆゑしき大事である。兵隊は勿論慰問袋が欲しいのではない。内地の人々の温い心が欲しいのだ。

戦地の兵隊は、銃後の人々が戦争のために苦勞をし、戦つてゐる自分らのために、あまりに氣を配ることは、自分等の苦勞が報いらぬものとして好まないのである。と同時に、自分等の苦勞が銃後の人々に知られず、彼等が自分たちに對して冷淡になり、少くとも無關心になつて行くことには、この上なく堪へ難い苦痛と寂寥とを感じる。戦地の兵隊には、かうした一見矛盾と思はれる感情が宿つてゐるものと考へられる。

これは、自分が銃後の人として内地に生活してゐた頃、話に聞き、書物に読んで、興味を引かれた兵隊の氣持の一つであつた。今、自分はその兵隊となつて戦地

に渡つて來てから〇年になる。さうして折々銃後の生活を顧みることがある。自分が兵隊になつてから、今日までの僅かな間に、世界の情勢は急激に變轉して行つた。

支那事變も、今では世界史的な意義を持つことが明らかになり、日本の視野の中には、遠く南洋の島影まで浮んで來るやうになつた。日本の進むべき道は前途に明らかになつてゐる。さうして國民はすべてその行くべきところを知り、如何にその生活を整へるべきかといふことも知つてゐる。單に知つてゐるばかりではなく、もはや實踐にうつされてゐる筈である。それは戦地に在つて、内地に於ける新體制下の生活の空氣を、肉體的に味はふことの出來ない自分たちよりも、内地にある銃後の人々こそ、ほんたうに承知してゐる事柄なのであらう。

世界の情勢はもはや、自分が兵隊になつた頃とは全く異つて來てゐる。日本が今闘つてゐる戦争は、もはや支那大陸に於ける支那事變ばかりではなくなつて來た。日本の戦場は、支那大陸よりもつと／＼廣いものであ

り、日本の戦士は、銃を執つて大陸にある兵隊のみではなく、日本の兵器は、銃や大砲や飛行機ばかりではなくなつて來た。今や日本にとつては、前線も銃後もなく、大東亜の廣大な天地が、すべて戦線である。一億民の一人一人の踏んでゐる土地が、即ち日本の戦場なのである。もはや其處には、過去に於て感じられた、前線と銃後との間の、思想の不統一や、感情の疎隔などといふものは存在しない、否、許されないのである。在るものは、たゞ責務の相違ばかりである。

自分は昔て、ある映画館の一隅で赤十字社看護婦の生活を描いた文化映畫を見てゐた。大勢の白衣を着けた若い女たちが、規律正しい生活をし、つましい姿態の中にも、睿智と愛と情熱とを漲らせて、看護術の研究に、傷兵の看護に、醫師への手助けに専念してゐる様子を見た。彼女等のうちの或るものは、同僚に見送られて、大陸に渡り、内地還送の傷病兵を乗せた輸送船に乗り込んだ。傷病兵ばかりの船内の光景は、心を痛めず

は見つめられない程、痛々しいものであつた。彼女等は、その中で忙しく立ち働き、傷病兵に手厚い看護を加へてゐた。

それは痛々しい場面であると同時に、崇高な場面でもあつた。自分は思はず熱い涙を流してゐた。しかし頬をつたつて落ちるその涙を拭はうとさへしなかつた。自分はず有難いと思つた。その次には濟まないといふ氣持がした。それは自分が會て教へられた、あの「戦地に在る兵隊」の「心」であつた。自分は胸の中に、その「心」の次第に漲つてくるのを感じながら、惜しむやうに消えて行く畫面を追つてゐた。しかし、今自分の胸の中に生れて來たこの不思議な情感は、會ての兵隊が懐いてゐた「心」とは、どこかで異つてゐた。少くともその時自分は、銃を擔つてゐる兵隊だけが、今日のために戦つてゐるのではないといふことを感じてゐた。恐らく兵隊としての自分の心は、畫面に映る看護婦たちの活躍を、同じ日本の戦ひを闘ひ抜く戦友の姿としてうけとつてゐたのに相違ないのである。

露光量違いにより重複撮影

文部省圖書推薦だより

光に立つ子(改訂版) 後藤桐根著

著者は児童文學に對して、いたづらに童心に溺れることを避け、次代の國民である子供の思考力・行動力を導く指導性をもつたもので「ければならない」といふ主張を以て、「雲雀」「唱歌帳」「水筒」共に立つ日など八篇の少年小説を収めてゐる。健康な少年小説として、小學校高學年の兒童に推薦したい。(四六列三四頁 定價一圓二〇錢 發行東京市墨田區墨田七ノ一六九四 四海書房 振替東京七三七八七四番)

世界の光(大類伸著) アルス新日本兒童文學の一冊であつて、神代篇 歴史篇 現代篇の三篇に分れてをり、歴史事實をただ述べただけのものでなく、兒童に分り易く、讀み易く纏めたもので、小學生五年生以上の好き讀物である。(四六列二二五頁 定價一圓 發行東京市神田區神保町三丁目アルス 振替東京二四八八八番)

空の少年兵(石野秋次著) 今次事變に赫々たる武勳を顯した海の荒鷲を志す少年達のために書かれたもので、航空隊に入學してから卒業する迄の間の色々な訓練の様子を十數項目に分けて、すぐ分るやうに、而も興味深く述べてゐるので、少年達の腦裡に

勇ましい若鷲の姿をくつきりと浮べること出来る。光輝ある我が海軍の傳統的精神の神髓を知らすことの出来る少年に好適の本である。(四六列二六三頁 定價一圓三〇錢 發行東京市神田區神保町三丁目アルス 振替東京六七六四一〇番)

文化村木蘭の子供(斎藤和子著) 農村の楽しい子供の生活を描いた繪本である。しかし、農村の子供達はかりでなく、都會の子供にも農村の子供の生活を理解させるために有益な繪本である。小學校入學前の子供向き。(四六列三四頁 定價二〇錢 發行東京市下谷區南町五番地二階洋書部)

國民の海(島田洋三著) 海を主題にした健康な子供を描いたもので、文も非常に無理がないのである。(四六列四〇頁 定價五〇錢 發行東京市日本橋區本町三丁目九番洋書部 振替東京二四〇〇番)

ひるがる雲(石森健男著) 「ひるがる雲」は満洲大陸の話を三十四篇收めてあり、「燕たち」は極めて上品な童話三十四篇を集めてある。また「ふるさとの繪」は著者の「ふるさと」である北海道のアイヌの傳説などを主として集めてある。小學校五年生以上の兒童向き。(四六列一五二頁 定價一圓二〇錢 發行東京市神田區神保町三番地 振替東京三一五五五番)

昭和十六年二月二十六日發行

印刷所 内閣印刷局
發行所 東京市神田區大手町

定價 一部 五錢
▲預約部委託のものは一部五錢(外貨に依る場合は依る相場は十%)の割合を以て前金を送る(御中のみ下す)
▲特天國の場合は其の郵便費送金より差額を申す

内閣印刷局發行課
電話九ノ内三五一一九
振替東京一九〇〇番
全國各地官報販賣所
東都書籍株式會社
東京市神田區神保町一・二三
振替東京九三三九〇番
各書店・驛書店

▲本誌より購取の場合は必ず「御報部何號より購取」の旨を明記し、且つ右種郵便を同報局御報部何號三番御送下さい
▲本誌記事の斷片等は御寄致しませぬ
▲御購取に對する御答復や御禮に關しての御意見は、御報部何號宛にお知らせ下さい
▲本誌を他へお送りの場合は郵便一部五錢
▲本誌(廣告刊登地の内閣印刷局)



社長 伊吹 震
會長 鮎川 義介

週

報

昭和十一年十月一日第一種郵便物認可
昭和十六年二月二十六日
行 (毎週一回水曜日發行)

……で用作學化の劑菌殺
！ 化淨を中口



健康生活の源泉！
強力殺菌劑の作用で口中のど
んな隅々の細菌や汚れを化學
的に分解・淨化すると共に、
歯ぐきを藥効的に強化する藥
用齒磨です。恐るべき健康の
敵、ムシ歯、齒槽膿漏を一掃
して新しい健康體制を築きま
せう！

公定價格品・賣藥部外品

磨齒ブラク 藥用

内閣印刷局印刷發行

(判LA51格規定國はさき大の書本)